

都立高島高等学校「いじめ」防止基本方針

校 長 決 定

1 「いじめ」問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめ」とは、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 高島高校は「いじめ」による基本的人権の侵害を許さない。
- (3) 高島高校の教職員は、「いじめ」について日頃より指導力の向上に取り組み、未然防止や早期発見に努める。
- (4) 高島高校の教職員は、生徒の声を真摯に受け止め、地域関係機関との連携により、生徒が安心・安全な学校生活を送れるように迅速かつ組織的な対応を行う。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体で「いじめ」の未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒が「いじめ」を受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を負う。

3 「いじめ」防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校における「いじめ」の未然防止や早期発見・早期対応に関する措置を実効的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- 「いじめ」の未然防止や早期発見に関する具体的方策の検討
- 「いじめ」問題発生時の対応
- その他委員長が必要と認める事項

ウ 会議

委員長は、委員会を年3回招集する。また、必要に応じて適宜委員長が開催する。

エ 委員構成

- 委員長は、校長をもって充てる
- 副委員長は、副校長をもって充てる
- 委員は、生活指導部主任、各学年主任、養護教諭、教育相談担当者、スクールカウンセラー、その他委員長が指名するものを充てる

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、「いじめ」への対応や未然防止に向けての取組を行い、学校いじめ対策委員会を支援する組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会を支援する事項
- 「いじめ」問題対応の充実を図る事項
- その他学校いじめ対策委員会からの依頼事項

ウ 会議

○委員長は、委員会を年2回程度招集する。

エ 委員構成

- 委員長は、校長をもって充てる
- 副委員長は、副校長をもって充てる

○委員は、本校主幹教諭、養護教諭、学校運営連絡協議会協議委員などから委員長が必要と認め指名するものを充てる

4 段階に応じた具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
 - ア 「いじめ」は絶対に許さないという雰囲気醸成を学校全体で取り組む
 - イ 生徒が「いじめ」について主体的に考えることができるような取組
 - ウ 校内研修を充実させ、教職員の資質向上を図る取組
 - エ 自尊感情や自己肯定感を高める取組
 - オ いじめ未然防止のため、学校生活アンケートを実施する
- (2) 早期発見のための取組
 - ア 生徒の声が常に聴きとれる学校体制の確立
 - イ スクールカウンセラーによる全員面接
 - ウ 担任による個人面接
 - エ 拡大学年会などによる教職員の情報共有
- (3) 早期対応のための取組
 - ア 緊急時の対応や役割分担についての事前研修の実施
 - イ 特定の教職員が一人で抱え込まない学校体制の確立
 - ウ 被害生徒や通報生徒への安全確保
 - エ 関係機関や専門家などとの相談や連携と協力
- (4) 重大事態への対処
 - ア 被害生徒の安全確保
 - イ スクールカウンセラーによるケア
 - ウ 「いじめ」防止対策推進法に基づく対応
 - エ 加害生徒へのケアのための関係機関や学校サポートチームとの連携
 - オ 重大事態発生についての教育委員会などへの報告

5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ」に関する研修の実施
- (2) 研修会への参加と受講教職員の報告会の実施
- (3) 「いじめ」に関する情報の共有化

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会を活用した情報共有
- (2) 保護者相談会の実施について PTA との連携を図る
- (3) スクールカウンセラーによる保護者向けの講演会を実施して「いじめ」についての啓発を図る

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域の校種間連携を推進させ、情報を受け止めやすくする
- (2) 民生・児童委員など地域人材の活用による取組
- (3) 日常的な児童相談所との連携の模索

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 「いじめ」に関する学校評価アンケートへの項目追加の検討を行う
- (2) 学校評価アンケート結果を踏まえ、「いじめ」についての学校全体の取組を検証し、次年度に生かした取り組みを実施する。